

'09 家製協第 020 号
平成 21 年 6 月 8 日

社団法人 全国都市清掃会議
専務理事 佐々木 五郎 様

財団法人家電製品協会
専務理事 牧野 征男



平成22年度不法投棄未然防止事業協力及び離島対策事業協力の 公募周知に関するお願い

平素より幣協会の活動に対し格段のご配慮を頂き誠に有り難うございます。

さて、平成20年2月、産業構造審議会環境部会廃棄物・リサイクル小委員会電気・電子機器リサイクルワーキンググループ及び中央環境審議会廃棄物・リサイクル部会家電リサイクル制度評価検討小委員会の合同会合は、「家電リサイクル制度の施行状況の評価・検討に関する報告書」を取りまとめられました。同報告書の中で、

- (1)不法投棄対策に積極的な市町村に対し、メーカー等が、監視や処理について資金面を含め協力する体制を構築すること、
- (2)離島独自のコスト要因である海上輸送コスト等について、収集運搬の効率化に努力している離島に対し、メーカー等が資金面も含めた協力を行うこと、

の2点の必要性が指摘されました。

これに関し、幣協会は、家電メーカー等からの要請を受け、平成21年度より不法投棄未然防止事業協力及び離島対策事業協力を実施しております。

さて、弊協会では前年度に引き続き平成22年度の不法投棄未然防止事業協力及び離島対策事業協力について、協力する市町村等を下記により公募いたします。詳細は平成21年6月15日より弊協会の Web サイトに掲載させていただく予定でございますのでご参照下さるようお願い申し上げます。

つきましては、貴会議の会員への平成22年度公募の周知につき、貴会議の特段のご高配をたまわりたく存じております。よろしくお取り計らいの程、お願い申し上げます。

(本件に関する問合せ先)

(財)家電製品協会 廃家電品適正処理推進パートナーシップ事務局

Tel.03-3578-1331 Fax.03-3578-1677

メールアドレス : kyouryoku@aeha.or.jp

記

<平成22年度の公募の期間等は、下記の通りであります。詳細につきましては弊協会のWebサイトをご参照下さるようお願い申し上げます。>

(1)公募期間

不法投棄未然防止事業協力及び離島対策事業協力ともに平成21年7月1日から平成21年9月30日までとします。

(2)平成21年度公募との相違点

基本的には下記①及び②の相違点があります。詳細は弊協会 Web サイトの平成22年度公募内容及び第7回第三者委員会議事録をご参照くださるようお願い申し上げます。

① 離島対策事業協力実施細則の変更

- ・「助成単価の決定において離島廃棄物ごとの1台当たりの海上輸送費の額から300円を控除した額に10分の8を乗じた額を当該離島廃棄物の助成単価とし」中の「300円」を「100円」に改める。

② 各様式について

- ・液晶式及びプラズマ式テレビと衣類乾燥機を追加

以上